

○労働基準監督機関の職権の委任等に関する規則

〔平成 13 年 3 月 30 日〕
人事委規則第 2 号

改正 平成 30 年 3 月人事委告示第 8 号

労働基準監督機関の職権の委任等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方公務員法第 58 条第 5 項の規定に基づき、人事委員会が行う職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権の委任等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委任)

第 2 条 別表第 1 に掲げる事項（これに関し必要となる助言、指導、勧告等を含む。）を人事委員会の委員長の職にある委員に委任する。

2 委員長は、前項の規定にかかわらず、特に重要と認める事項については、人事委員会の意見を聞かなければならない。

(専決事項)

第 3 条 別表第 2 に掲げる事項を同表に掲げる者に専決処理させる。ただし、特に重要又は異例と認められる事項については、この限りでない。

2 前項の規定に基づき専決処理した事項については、人事委員会（前条第 1 項の規定による委任事項について専決処理した場合にあっては、委員長）に報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 11 日人事委規則第 5 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 28 日人事委規則第 8 号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

1 労働基準法（以下「労基法」という。）関係

事	項	根 拠 条 項
臨検、帳簿及び書類の提出要求又は尋問に関する事。		第 101 条第 1 項
報告の徴収又は出頭の命令に関する事。		第 104 条の 2 第 2 項

2 労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）関係

事	項	根 拠 条 項
立入り、質問、検査、測定又は収去に関する事。		第 91 条第 1 項
使用停止命令等に関する事。		第 98 条第 3 項及び第 99 条
報告の徴収又は出頭の命令に関する事。		第 100 条第 3 項

別表第2（第3条関係）

専決者	専決事項
委員長	(1) 労基法第19条第2項の規定による解雇制限の除外事由の認定に関すること。 (2) 労基法第20条第3項において準用する同法第19条第2項の規定による解雇予告の除外事由の認定に関すること。 (3) 労基法第33条第1項の規定による労働時間の延長又は休日労働の許可に関すること。
事務局長	労基法及び安衛法並びにこれらに基づく命令の規定の適用状況の調査（定期に行うものに限り、これに伴う労基法第101条第1項及び第104条の2第2項並びに安衛法第91条第1項及び第100条第3項の規定による事業場への立入り、報告の徴収等を含む。）に関すること。
次長	安衛法及びこれに基づく命令の規定による特定機械等の検査並びに検査証の交付、裏書及び有効期間の更新に関すること。
調査課長	(1) 労基法及び安衛法並びにこれらに基づく命令の規定による報告及び届出の処理に関すること。 (2) 安衛法及びこれに基づく命令の規定による特定機械等の検査証の再交付及び書替え並びに検査証の返還の処理に関すること。